

北上市告示甲第149号

北上市地方就職支援金交付要綱（令和6年北上市告示甲第56号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から適用する。ただし、令和7年4月1日前に移住した者に係る補助金の適用については、なお従前の例による。

令和7年12月8日

北上市長 八重樫 浩文

改正前	改正後
(趣旨) 第1 この告示は、北上市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住及び定住の促進に資するため、東京圏の大学を卒業して、県内の企業に就職する者に対し、予算の範囲内において地方就職支援金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1 この告示は、北上市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住及び定住の促進に資するため、東京圏の大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院を含む。）をいう。以下同じ。）を卒業して、県内の企業に就職する者に対し、予算の範囲内において地方就職支援金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(定義) 第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略] (3) 条件不利地域 縮島振興法（昭和28年法律第72号）、山	(定義) 第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略] (3) 条件不利地域 縮島振興法（昭和28年法律第72号）、山

村振興法（昭和40年法律第64号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の規定による指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

（対象者）

第3 地方就職支援金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院を除く。以下同じ。）の東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学を卒業する見込みであること。
- (2) 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。
- (3) 勤務地が県内に所在する企業に就職することが内定していること。
- (4) 卒業後に前号の企業に就職し、移住する意思があること。

村振興法（昭和40年法律第64号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の規定による指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。

（対象者）

第3 地方就職支援金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大学等の卒業又は修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学等を卒業又は修了していること。ただし、交通費（第5第1号の交通費をいう。以下同じ。）については、当該大学等を卒業又は修了する見込みであっても対象とする。
- (2) 大学等の卒業又は修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。
- (3) 市に移住していること。ただし、在学中に交通費を第6の規定により申請する場合は、勤務地が県内に所在する企業に就職することが内定し、かつ、市に移住する意思があること。
- (4) 地方就職支援金の申請時において、卒業又は修了の日から1年以内で就業開始日から1年以内であること。ただし

(5) [略]

(6) 日本人又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、
永住者の配偶者等若しくは定住者若しくは特別永住者のい
ずれかの在留資格を有するもの。

(7) [略]

(就職の要件)

第4 地方就職支援金の交付の対象となる就職は、次のいずれ
にも該当するものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 就職先が、対象者にとって3親等以内の親族が代表者、
取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと
。

、在学中に交通費を申請する場合は、第6の規定による申
請の日において、就業開始予定日前1年以内であること。

(5) 地方就職支援金の申請日から5年以上、継続して市に居
住する意思を有していること。

(6) [略]

(7) 日本人又は外国人であって出入国管理及び難民認定法（
昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者
等、永住者の配偶者等、定住者若しくは日本国との平和条
約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する
特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のい
ずれかの在留資格を有する者

(8) [略]

(就職の要件)

第4 地方就職支援金の交付の対象となる就職は、次のいずれ
にも該当するものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 就職先が、対象者にとって3親等以内の親族が代表者、
取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと
。ただし、次に掲げる業種を除く。

ア 農林水産業

イ 建設業

ウ 製造業

エ 卸売業及び小売業

オ 宿泊業及び飲食サービス業

(5) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就職する見込みであること。

(6) 勤務先の候補地が県内に限られること。

(地方就職支援金の額)

第5 地方就職支援金の額は、採用選考面接試験に係る交通費（採用の内定を受けた企業から支給された交通費を除く。）の2分の1の額とする。ただし、15,200円を上限とし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 地方就職支援金の交付は、同一の対象者につき1回とする。

3 交付の対象となる採用選考面接試験は、採用の内定を受けた企業において行われたものであって、大学の卒業年度の6月1日以降に実施されたものとする。

カ 医療及び福祉

キ その他市長が必要と認める業種

(5) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就職であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(6) 勤務先の候補地が県内に限られること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、勤務先の候補地が県内である見込みであること。

(地方就職支援金の補助対象経費及び補助額)

第5 地方就職支援金の交付対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 交通費

(2) 移転費

2 交通費の補助額は、採用選考面接試験に係る交通費（採用の内定を受けた企業から支給された交通費を除く。）の2分の1の額とする。ただし、15,200円を上限とし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 移転費の補助額は、東京圏から市内への移住に要した実費額とし、108,000円を上限とする。

4 地方就職支援金の交付は、同一の対象者につき各経費1回とする。

(交付の申請)

第6 地方就職支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、北上市地方就職支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 内定証明書兼就職状況照会に関する同意書（様式第2号）
- (2)～(4) [略]
- (5) 交通費の領収書
- (6) [略]

(地方就職支援金の返還)

第9 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当したときは、地方就職支援金の全額（第6号にあっては、半額）の返還を求めるものとする。ただし、雇用企業の倒産等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1)～(4) [略]
- (5) 移住した日から3年未満に市から転出したとき。
- (6) 移住した日から3年以上5年以内に市から転出したとき。

(交付の申請)

第6 地方就職支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、北上市地方就職支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 内定・就職証明書兼就職状況照会に関する同意書（様式第2号）
- (2)～(4) [略]
- (5) 交通費又は移転費に係る領収書
- (6) [略]

(地方就職支援金の返還)

第9 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当したときは、地方就職支援金の全額（第6号にあっては、半額）の返還を求めるものとする。ただし、雇用企業の倒産等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1)～(4) [略]
- (5) 移住した日から3年未満に市から転出したとき。ただし、住民票を移さず転出していた者については、第4の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日（以下「企業等への就業開始日等」という。）のいずれか遅い日から3年未満に市から転出したとき。
- (6) 移住した日から3年以上5年以内に市から転出したとき。ただし、住民票を移さず転出していた者については、企

(補則)

第10 [略]

様式第1号（第6関係）

[略]

1 申請者欄

[略]	
メールアドレス	[略]
在学大学・学部	

2 [略]

[略]

3 移動経路（往復）

[略]

業等への就業開始日等のいずれか遅い日から3年以上5年以内に市から転出したとき。

(支援金の交付期限)

第10 この告示による地方就職支援金の交付は、令和8年3月31日までとする。

(補則)

第11 [略]

様式第1号（第6関係）

[略]

1 申請内容（申請するものにチェックを入れてください）

交通費 移転費

2 申請者欄

[略]	
メールアドレス	[略]
在学大学等・学部	

3 [略]

[略]

4 移動経路（往復）※交通費を申請する場合記入

[略]

5 移転内容 ※移転費を申請する場合記入

移転した日	移住元住所	移住先住所	費用

※ 費用等の詳細は、領収書等で確認するため併せて提出してください。

4 [略]

様式第2号（第6関係）

内定証明書兼就職状況照会に関する同意書

以下の者の採用を内定したことについて証明します。また、
以下の者の就業状況について、市からの照会に応じることに同
意します。

1 内定者情報

<u>フリガナ</u>	
<u>氏名</u>	
<u>生年月日</u>	

2 採用活動情報

<u>面接試験日</u>	
<u>実施場所</u>	<u>会社住所と同じ・それ以外の場所</u> <small>(※それ以外の場所の場合、住所を記載してください)</small>
<u>内定日</u>	

6 [略]

様式第2号（第6関係）

所在地

事業者名

代表者名

印

電話番号

担当者

内定・就職証明書兼就職状況照会に関する同意書

次のとおり相違ないことを証明します。また、以下の者の就
業状況について、市からの照会に応じることに同意します。

1 内定（就業）者情報

<u>氏名（フリガナ）</u>	
<u>住所</u>	
<u>生年月日</u>	

2 採用活動情報及び就業条件等

<u>面接試験日</u>	
<u>面接実施場所</u>	<u>会社住所と同じ・それ以外の場所</u> <small>(※それ以外の場所の場合、住所を記載してください)</small>
<u>勤務先所在地</u>	

交通費支給額	円
--------	---

3 就業条件等

入社予定日	
就業条件	
勤務地に関する 特記事項	

年　月　日

所在地

事業者名

代表者名

印

電話番号

担当者

様式第3号（第6関係）

誓 約 書

北上市地方就職支援金交付要綱に基づく地方就職支援金の交付を申請するに当たり、次の条件を遵守することを誓約します。

内定日	
就業（予定） 日	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
勤務者と代表 者、取締役な どの経営を担 う者との関係	3親等以内の親族に該当しない。 3親等以内の親族（業種） ※いずれかに○をしてください。3親等 以内の親族の場合は、就職先企業の業種 を記入してください。
県内での就業 の有無	県内の事業所に就業している（予定を含 む）
対象経費の支 援	<input type="checkbox"/> 就職活動等の参加に係る交通費の支給 をしていない。 <input type="checkbox"/> 北上市への移住に係る移転費の支給を していない。 ※該当欄にチェックを入れてください。

様式第3号（第6関係）

誓 約 書

北上市地方就職支援金交付要綱に基づく地方就職支援金の交付を申請するに当たり、次の条件を遵守することを誓約します。

1 [略]

2 3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就職ではないこと。

3・4 [略]

5 以下の場合には、北上市地方就職支援金交付要綱第9に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還すること。

(1) 全額の返還

ア～エ [略]

オ 移住した日から3年未満に北上市から転出したとき。

(2) 半額の返還

移住した日から3年以上5年以内に北上市から転出したとき。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

1 [略]

2 3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人へ就職する場合、就職先が第4号に掲げる業種であること。

3・4 [略]

5 以下の場合には、北上市地方就職支援金交付要綱第9に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還すること。

(1) 全額の返還

ア～エ [略]

オ 移住した日から3年未満に北上市から転出したとき。
ただし、住民票を移さず転出していた者については、第4の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満に北上市から転出したとき。

(2) 半額の返還

移住した日から3年以上5年以内に北上市から転出したとき。
ただし、住民票を移さず転出していた者については、
第4の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日の
いずれか遅い日から3年以上5年以内に北上市から転出したとき。

[略]